

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。  
法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成30年 2月19日にパフォーマンス向上会議で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 5 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	3号機	高圧炉心スプレー系ディーゼル発電設備において、機関部より燃料油(軽油)及び潤滑油の微少のにじみが認められたため、当該箇所を点検・修理。 なお、にじみ箇所はふき取りを実施。	対象外	
2	3号機	所内低圧電源設備配電盤(モーターコントロールセンター)MCC3D-1-7(4E)において、ユニット内部より異音(ジー音)の発生が認められたため、当該ユニットを点検・修理。	GⅢ	
3	3・4号廃棄物処理設備	4号機廃棄物処理補機冷却海水系熱交換器貝殻除去装置排水弁において、弁棒の折損が認められたため、当該弁を点検・修理。	GⅢ	
4	3・4号廃棄物処理設備	固化系窒素製造装置用空気圧縮機湿水分離器(B)ドレントラップ(湿水分離器)バイパス排水配管において、配管の詰まりが認められたため、当該バイパス排水配管を清掃。	GⅢ	
5	その他	一次水処理設備硫酸貯槽出口弁において、弁軸封部に腐食が認められたため、当該弁を点検・修理。	GⅢ	